

## 個人番号（マイナンバー）の記載について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）及び番号法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成27年厚生労働省令150号）により、感染症法第37条及び第37条の2に基づく医療費公費負担の申請書に、個人番号の記載が必要になりました。

【通知カード】



【個人番号カード】



### 1 代理人（マイナンバー提供同意者以外の人）が持参する場合

①同意書（別紙2）※代理人が署名する場合、③の委任状が必要です。



②同意者の個人番号の確認 【下記のいずれか1つ】

- 同意者の個人番号カード又はその写し ※両面
- 同意者の通知カード又はその写し
- 同意者の個人番号が記載された住民票の写し



③代理権の確認 【下記のいずれか1つ】

- A 法定代理人の場合（同意者が20歳未満の場合の親権者等）
  - 同意者の健康保険証（原本）
- B 任意代理人の場合（上記以外の者）
  - 委任状（別紙3、用件が整っていれば任意様式で構いません。）



④代理人の身元の確認

【写真付きのものは下記のいずれか1つ】

- 代理人の個人番号カード
- 代理人の運転免許証
- 代理人の身体障害者手帳
- 代理人のパスポート

【写真なしのものは下記のいずれか2つ】

- 健康保険証
- 年金手帳
- その他、官公署から発行された書類等

## 2 マイナンバー提供同意者本人が持参する場合

①同意書（別紙2）



②同意者の個人番号の確認 【下記のいずれか1つ】

- 個人番号カード
- 通知カード
- 個人番号が記載された住民票



③同意者の身元確認

※②で個人番号カードを提出した方は不要です。

【写真付きのものは下記のいずれか1つ】

- 同意者の運転免許証
- 同意者の身体障害者手帳
- 同意者のパスポート

【写真なしのものは下記のいずれか2つ】

- 健康保険証
- 年金手帳
- その他、官公署から発行された書類等

\* 郵送の場合は、同様の書類の写しを送付してください。

\* 同意書と委任状は、原本を送付してください。

<問合せ先・書類送付先>

保健所 担当者（ ）

電話番号（ ）

住所 〒